

3 水港第 3091 号
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

農林水産事務次官

漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領の一部改正について

漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和 40 年 10 月 20 日付け 40 水港第 4175 号農林事務次官依命通知）の一部について、別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴管下関係市町村に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

3 水港第 3091 号
令和 4 年 4 月 1 日

各政令指定都市長 殿

農林水産事務次官

漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領の一部改正について

漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和 40 年 10 月 20 日付け 40 水港第 4175 号農林事務次官依命通知）の一部について、別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和40年10月20日付け40水港第4175号農林事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～第11 (略)</p> <p>第12 机上査定 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が<u>1,000万円</u>未満の場合又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合、写真、査定設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>第13 (略)</p>	<p>第1～第11 (略)</p> <p>第12 机上査定 査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が<u>300万円</u>未満の場合又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる。この場合、写真、査定設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>第13 (略)</p>

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。